

加藤秀一先生への質問事項 —『〈個〉からはじめる生命論』, NHKブックス (2007) を読んで

(1)

加藤氏は、「生政治」の部品である「生命」と、「倫理」が問題にすべき「生」とは、別の次元にあるという。つまり、「生命」を主語にして、それがいかなるものかを考えることが「倫理」ではなく、「倫理」とは「誰かが生きている」というワンフレーズの事実を巡る問題であると主張しているのである。(p45)。この著書が一貫して主張する、「自己」と「他者」の関係性に「生」があるという意味がここでも伺える。同時に、「誰か」に置き換え得るということは、周囲の人間の恣意に任されてしまいかねないとも加藤氏は指摘している。これに関して、「関係性だけによってすべてを決めるべきということは意味しない」(p65)とも記している。つまり、この「自己」と「他者」の関係性から出る「誰か」という関係論には限界があると指摘しているのである。加藤氏が指摘する通り、誰かが「個」であると認めなくても、「個」として遇すべき存在者はいるだろうし、また、誰かが「個」と認めさえすれば何でも「個」として認めるべきだ、などとは言えないだろう。

しかし、とすれば、誰かが「個であると認める」か否かを越えた、何らかの本質的ないし実質的な基準が、やはり必要になるのではないか。この線引きに対するシンガーらの答え（たとえば自己意識や理性という人格的要素など）は狭すぎるとして、母体外生存可能性をもってから心臓死に至るまでの人間、ということにせざるを得ないのではないか。

とすれば、それは一般的に「人命」と呼ばれるものであり、「誰」とはとりあえず切り離された「生命＝人命」という基準をとることになる。つまりやはり、「誰」ではなく、人の生命が「倫理」の基準にある、ということになるのではないか。逆に、「自己」と「他者」の関係性に存在する「誰」の水準を措いて、倫理はないとするならば、関係性のみに問題を絞ってもかまわないのではないか。

同じく後半部では、「生命」——人命——を政治の問題として捉えた「生政治」に対して、「誰かが生きているという事実」へと思考をシフトする「倫理」が対置されている (p211)。対象とするものが、生命であろうがなかろうが、その対象を呼びかけ得る「誰か」に置き換えることで、「生きている」という述語が必然的にセットとなるわけである。

ならば対象が「誰か」である以上、「死」は訪れないのだろうか。加藤氏の言う「倫理的配慮の拡張」(p211)とは、この「死」を意識の中からもなるべく遠ざけることなのだろうか。

(2)

「自己」の存在そのものが、すでに「他者」との関わりを出発点としている。この意味で、「倫理的配慮の対象である他者とはいかなる存在か？」(p52)は、この「自己」と「他者」との関係性の枠組みの中に存在すると私は理解している。この枠組みの中での他者を、「個体レベル」の無限の変異に重ねることは難しい。無人称である個々の「生命」を「誰か」と捉えることには、限界があるのではないだろうか。

(3)

社会にとって「誰か」とは環境であるとも記している (p216)。ならば、「何であるか」の水準を交換する領域としての社会のあり方によって、個々人のなかにある掛け替えのない「誰か」の水準を尊重できる社会になるか否かも変わる。

つまり、一人の人のなかで掛け替えのない部分である「誰か」の水準を毀損しないことを目的として、

「何か」の水準を手段として交換し合う経済が重要になるのではないか。「生政治」と呼ばれるものが「人命」を尊重する経済的政治的制度であるとして、仮に(1)のように倫理の基盤はやはり「人命」に置かざるを得ないのだとすれば、この意味での「生政治」からは逃れられないのではないか。

(4)

加藤秀一氏の『〈個〉からはじめる生命論』は、生命に関する議論において、きわめて現代的な論点を扱った好著である。加藤氏は、「あいまいで無責任な生命礼賛」(p.210)から「守るべき存在者とそうではない存在者との原初的な境界に定位しなお」(p.211)すことに「倫理への問い」(p.211)をシフトしようとする。加藤氏自身、このことを「われわれは「生命」から「〈誰か〉が生きているという事実」へと思考の場を以降あるいは降下させることを提唱してきたのであった」(p.211)と言い換えてもいる。つまり、端的に言うならば、加藤氏は倫理が問うべき主題を、生そのものから人称をもった存在へと移行させるべきだ、そう主張していると読んでよいだろう。そして、そうした存在のレベルにおいて、守るべきものとそうでないものとの始原的な線引きの根拠について考えようとしているのだと読める。

はじめに、生命から存在への移行に関して述べる。加藤氏は、「無人称的な「生命」の論理」(p.215)から、人称的な「〈誰か〉の倫理」(p.215)、つまり存在として生きているという事実こそ「人間の条件」(p.215)だとして考えていくべきだとしている。ここから読み取れることは、加藤氏は生命と存在の区別がはっきりとなされねばならない、という前提に立っているということである。

だが、生命と存在とは、そのように判然と区別できるものなのであろうか。むしろ、その二つが分かちがたく横たわることこそ、生命に関する倫理問題において携えておくべきことなのではないだろうか。「ここに(生者として)存在する」ということは、その存在に生命が宿っているということでもある。また、単体として生命を論じるには無理があるのは、その生命がかならず「生の形式」としての存在を有するからにほかならない(1)。だとすれば、その分かちがたさ、グレーゾーンをも含めた形で、「生命／存在の肯定」を言えばよいのではないだろうか。

注(1)これはまた、ゾーエーとビオスの区別しがたさと同根である。

(5)

次に、「線引き問題」と生の肯定について考える。長くなるが、重要なところであるので、引用しよう。

「もしも本気であらゆる生命を讃えるならば、胎児を殺すことはいけないとか、障害者差別は許されないとかいったハンパな主張に安穩と留まることなどできるはずがないのである。なぜなら、胎児の組織の一片、障害者に寄生する細菌どももまた、生命であるという一点においては人間とえらぶところが無いのだから。人間を生かすために病原菌を殺すことを肯定するのならば、それはもはや文字通りの「生命」の肯定ではない。そこにはすでに、殺してはならない存在者と殺してもよい存在者という区別すなわち存在者の序列化が密かにもちこまれている」(p.210)

その通りである。だからこそ倫理が示すべきものとは、「生命／存在の無条件の肯定」を支持するのか、そうでないのかの判断であり、それは二者択一である。この世に住む者には、どちらかを選ぶ自由はあるが、そもそも選ばない自由はない。そういうものとして、倫理は考えられるべきである。

実は加藤氏は、その直前に、次のように書く。「あらゆる生命を無条件に肯定すること——こうした美しいスローガンを私たちは嫌というほど目にしてきた。だがそれを本気でいった人はほとんどいなかったし、まして真にそのような思想に立脚して生きた人など一人もいなかったことは明らかだ」(pp.209-210)。たしかに、あらゆる生命を無条件に肯定することは、こう言ってよいなら実現不可能であろう。なぜなら、生命は別の生命を殺めることによってしか生きながらえられないからである。しかし、完成不可能なもの、

現実には不可能ではあるがそれがなければ条件付きの生の肯定すら達成されないものとして、「生の無条件の肯定」を掲げておく必要があると私は言いたいのだ。

私たちが現実に可能なこととは、条件付きの生の肯定でしかない。ここは、ロマン主義に浸る者は特に携えなければならない点である。だが、それを「よりよい条件」に変えていくためには、そこで用いられる「よさ」の指標は示されねばならない。それこそが「生の無条件の肯定」なのである。それは正義なのである。

加藤氏の議論においては、倫理とは過去における行為の正当化を図ることによって、これから私たちが取るべき行為の指針やガイドラインのことなのではないだろうか。それは、微妙ではあるが、次のような言い回しに現れる。

「少なくとも延命治療の停止が許される場合があることを私は認める」(p.224)

言いたいことは私も共有する。だが、私なら次のように言いたい。

「必ずしも延命治療の停止が許されない場合だけではないことを私は認める」

これはただ単に論理的遊戯の問題ではない。加藤氏の場合、「この状態であれば延命治療の停止は許される」という確たる線が引けることを含意している。一方で私はそこをあいまいにしている。つまり私はそのように述べることによって、「延命治療の停止が許されるかそうでないか」の線をいわば宙づりにしているわけである。すなわち加藤氏と私の言明の差異は、論理的なものではなく、事実にかかわるものなのである。

だが、現実には停止するかしないか決断しなければならない。私はそうした決断を倫理であると考えない。それは妥協であり、調停なのである。その決断を倫理と騙る多くの生命倫理学者と、加藤氏は同じ過ちを犯しているのではなかろうか。

現実になされるべきことが法であるならば、それは条件付きでしかあり得ない。法を履行する身体はそもそも有限であるし、法を書き記すための言語は「言語には回収され得ない何か」の存在を捨象するからである。そうした限界をもつものとして、法は位置づけられるのである。

だからこそ、完全に正しい法はあり得ない。それは、究極の場面において正しい妥協や正しい調停などあり得ないのとパラレルである。正義や倫理は、完全には正しくはあり得ない法を、妥協を、調停を、少しでもましなものに変えるためにおかれなければならないいわば社会の公理系のようなものなのである。「生の無条件の肯定」が正義として定位されない世の中に、どのような社会政策が待ち受けているというのか。

倫理とはけっして正当化され得るものではなく、選びとられるものである。また、実行可能性も問題にはならない。実行不可能であるからこそ、そこに完全にたどりつくことは無理であっても、そこに向かうことはできる。「生の無条件の肯定」の前でアポリアに打ちひしがれること、宙づりにされることこそが、それが正義だという意味なのである。

(6)

加藤氏は、環境破壊の是非について「私たちは未来の人々の同一性を確定することはできないけれども、時間様相に関係しない一般的な人間類型を立てて、それに対する環境破壊の影響を推し測ることから、その相対的な善悪を判断することができる」(p138)と述べている。「時間様相に関係しない一般的な人間類型」とは何か。